

監 事 監 査 報 告 書

学校法人草苑学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

私たちは、学校法人草苑学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人草苑学園寄附行為第 7 条の規定に従い、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査を実施するにあたり、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、幹部会議事録等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、令和 6 年度の計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表並びに付属明細書）、財産目録について確認するなど、必要と認めた監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、「令和 5 年私立学校法の改正」に伴い、施行に向けて学内の諸規則や体制の整備等に尽力されたことは評価いたしますが、大幅な改正のため引き続き遺漏のないよう対応されることを望みます。

また、専門学校における退学者の減少や志願者増を目指した 2 コース制の導入は評価いたします。次年度に向けてコース制の更なる充実に取り組まれることを希望します。

令和 7 年 5 月 19 日

学校法人草苑学園

監事

矢島義幸 

監事

江積恵 